第六十六期決算公告

（平成二十八年十二月三十一日現在）

貸借対照表の要旨

単位・百万円

資産の部	
流動資産	一二、〇八〇
固定資産	七六、四七二
有形固定資産	八、四二二
無形固定資産	三七九
投資その他の資産	六七、六七〇
資産合計	八八、五五三
負債及び純資産の部	
流動負債	一三、九二六
固定負債	四一、七五五
負債合計	五五、六八九
株主資本	三一、八五五
資本金	一〇〇
資本剰余金	九、八六七
資本準備金	四、九二六
その他資本剰余金	四、九四一
利益剰余金	二一、八八七
利益準備金	二五九
その他利益剰余金	二一、六二七
評価・換算差額等	一、〇一五
その他有価証券評価差額金	一、〇一五
純資産合計	三二、八七〇
負債及び純資産合計	八八、五五三

損益計算書の要旨

（平成二十八年　四月　一日から　平成二十八年十二月三十一日まで）

単位・百万円

営業収益	一一、二六四
営業費用	三、三八五
営業利益	七、八七九
営業外収益	五六一
営業外費用	一、一二六
経常利益	七、三一四
特別利益	八八〇
特別損失	四八
税引前当期純利益	八、一四五
法人税、住民税及び事業税	二五〇
法人税等調整額	△一七五
当期純利益	八、〇六九

平成二十九年三月二十七日

神戸市中央区多聞通五丁目一番六号

ＵＣＣホールディングス株式会社

代表取締役　上島　豪太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区清澄三丁目八番地一、最後の住所埼玉県桶川市北二丁目二番一九号飛鳥井行寛方

被相続人　亡　堀越　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日

埼玉県桶川市北二丁目二番一九号

相続財産管理人　飛鳥井行寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市八ケ崎三丁目三一番地一三、最後の住所群馬県館林市楠町三九六六番地の五

被相続人　亡　髙橋　正孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日

事務所千葉県流山市南流山六―九―二五乾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　眞一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市本町一丁目一二二三番地、最後の住所千葉県船橋市本町一丁目六番三号

被相続人　亡　神山　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日

事務所千葉県船橋市本町二―二七―二五太陽生命船橋ビル七階　船橋第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大石　聡子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区金町三丁目七五二番地、最後の住所東京都葛飾区金町三丁目四一番二号

被相続人　亡　椎名　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日

事務所東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所　相続財産管理人弁護士　鈴木　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区広尾二丁目四〇番地、最後の住所東京都渋谷区広尾二丁目二番六号

被相続人　亡　小原　博美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日

東京都港区北青山三丁目一二番七号秋月ビル四〇七浅倉隆顕法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅倉　隆顕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小平市中島町一八番地、最後の住所福島県南会津郡只見町大字長浜字長浜沢一一〇七番地

被相続人　亡　川端　達彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日

東京都青梅市東青梅二丁目二〇番地の二一アメニティサンケイ二〇二霞司法書士事務所　相続財産管理人司法書士　髙橋久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県恵那市笠置町毛呂窪一三五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　永冶　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日

事務所岐阜県中津川市太田町三丁目四番二七号

相続財産管理人　山本　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県養老郡養老町西小倉一九七番地三、最後の住所岐阜県養老郡養老町西小倉一九七番地三

被相続人　亡　上野　正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日

事務所岐阜県大垣市丸の内二―二四サンビリアンビル三Ｆ南　島田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島田　貴士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県濱名郡入野村西鴨江八六五番地の一、最後の住所静岡県濱名郡入野村入野三九三番地

被相続人　亡　山下と志ゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日

静岡県浜松市中区中央一丁目三番六―三〇一号浜松イーストセブン鈴木敏弘法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　敏弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県濱名郡入野村西鴨江八六五番地の一、最後の住所静岡県濱名郡入野村入野三九三番地

被相続人　亡　山下きのゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日

静岡県浜松市中区中央一丁目三番六―三〇一号浜松イーストセブン鈴木敏弘法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　敏弘